

第4回 長岡市・川口町任意合併協議会

会 議 録

第4回長岡市・川口町任意合併協議会会議録

1. 会議を開催した日時及び場所

- ・日時 平成21年8月6日(木) 午前9時30分
- ・場所 長岡市役所 第一委員会室

2. 会議出席委員の氏名

長岡市委員

森 民夫 小野塚 進 五井 文雄 酒井 正春
丸山 智 桜井カツエ

川口町委員

岡村 讓 北村 清隆 古田島 祐豊 石坂 勝正
眞島 勝治 山崎 清一

新潟県

山岸 守 関谷 政友

学識経験者

矢島 善信 鯉江 康正

以上16名

(欠席委員の氏名)

0名

3. 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

第4回 長岡市・川口町任意合併協議会

◎事務局（金子）

定刻となりましたので、ただいまから第4回長岡市・川口町任意合併協議会を開催させていただきます。

初めに、本日の会議の成立についてご報告をいたします。本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、規約に基づきまして会議が成立していることをまずもってご報告をいたします。

次に、本日の議事に関係いたします資料のご確認をお願いしたいと思います。まず、次第でございます。それから、資料ナンバー1、基本的事項の調整方針についてというA3判一枚物の資料でございます。それから、資料ナンバー2が各種事務事業の取扱いについてというA4判一枚のもの、それに続きまして資料ナンバー3が長岡市・川口町合併基本計画の策定方針（案）についてというA3判一枚物でございます。そして最後に、資料ナンバー4が長岡市・川口町任意合併協議会合併基本計画策定小委員会設置要綱（案）というA4判一枚物でございます。資料は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては、森会長よりお願いいたします。

◎議長（森 民夫）

皆さん、おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今日の議事予定は、かなり具体的な合併における基本的なことについて、各種事務事業の取り扱いでありますとか、議員、農業委員会委員の定数及び任期とかという話に入ります。ですから、恐らく聞いていらっしゃる方は、もう今にも、来月にも合併するような、そういう雰囲気になろうかと思いますが、若干解説しておきますと、これは任意の協議会でありますから、それをある程度議論をして、方向性を出しませんと、私にしても、岡村町長にしても、市民、町民に説明ができません。こんなようなことになりますよということを説明する材料をつくらなきゃいかんということです。ですから、何か聞いていると、あたかももうすぐにでもというような感じになるんですが、これはもうワンクッションあります。任意の合併協議会で、合併するとすればこういうような内容になります、という議論を今日していただい

て、それをもとに、また、住民説明とか、そういったことをして、そこで意見がいろいろ出たときに、さらにまた、次の段階、法定協に進めば、その時点でもう一回議論すると、こういうことでもありますので、今の中身についてきちんご理解を賜りたいということを、まず、お話をしておきたいと思います。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。

次に議題に移りますが、まず、議題1の制度調整について、1から4まで一括して事務局から説明いただきまして、その後、皆さんから意見を伺うと、こういうことにしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

◎事務局（近藤）

では、ご説明いたします。資料ナンバー1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、制度調整というものなんですけれども、これは自治体間で当然制度が違うものがありまして、その行政サービスや負担などについて一元化、一体化を図るために、その調整方針を事前に協議をしておく、ということによって合併後に新市における住民生活等に支障がないようにしたいというものであります。行政の事務手続なども、その統一を図ることもこれに含まれます。

この資料ナンバー1の一番左上のほうに基本方針というものが書いてあります。今回の合併による制度調整というのは、原則として、先行合併における協議結果を尊重するというを基本方針とさせていただきます。

その協議結果といいますのは、この資料ナンバー1の表に示してあります先行合併時の調整方針欄のところになります。ただ、これが前回の1次、2次合併のときはこうだったということを記したのもなんですけれども、ちょっと見にくいかもしれませんが、※印とかでそれぞれ表の1カ所、2カ所に黒い太い文字になっているところがございます。具体的に言いますと、合併の期日に関する事、それから議会の議員の定数及び任期の特例、それから農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、それから一部事務組合の取り扱い、それから、ちょっと右のほうにいきますと、表ではないですけども、地域自治組織の設置期間というものもございまして、これらについては必ずしも先行合併の結果を尊重して調整できるものではないものがございます。これらについてご説明をさせていただきます。

まず、合併の期日なんですけれども、1次合併のときは平成17年4月1日でした。

それから、2次合併のときは18年1月1日でした。今回は、市町村の合併の特例等に関する法律というのがありまして、その適用期限が来年3月31日となっております。これによりまして、この来年3月31日というのを目途に、今後調整をしていきたいと考えております。

次に、議会の議員の定数及び任期の特例についてです。編入合併の場合は、編入される市町村の議員さんはすべて合併のときに身分を失うのが原則となっております。ですが、議員の任期を一定期間保障して、新市になってからも円滑にスタートできることを目的とした特例がございます。それが定数特例、それから在任特例というのがございます。前回1次、2次合併のときは定数特例というのを採用いたしました。この定数特例といいますのは、編入された旧市町村の区域で別に選挙区を設けまして、決められた一定の数の議員を選出することができるというものでございます。これにより、川口町のほうも合併後に新長岡市で議員を、一定の数ですが、選出することができます。ただ、この特例は、市町村の合併の特例等に関する法律の適用期限、つまり今ほど申し上げました来年3月31日までに合併をしなければ、適用されないものであります。4月1日以降に合併したということになりますと、次の長岡市の市議会議員選挙までは、川口地域には議員が存在しないということになります。この特例をどう取り扱うか、定数特例でいくか、あるいは在任特例でいくか、その取り扱いにつきましては、今後両方の議会で協議を進めていただきたいと思いますと考えております。

同じように、その下の農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いにつきましても同様に、今後両方の農業委員会で協議を進めていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、もう少し下にいきますと、一部事務組合の取り扱いというところがあります。これにつきましては、現在の川口町の場合は、ごみやし尿処理、あるいは消防などについて、長岡市以外の市町村と一部事務組合をつくって進めている事務、こういったものが10程度あります。これらの事務につきまして、今後も組合を継続して進めるのか、あるいは組合から脱退して、新長岡市として単独で進めるのか、それぞれの事務組合と個別に調整をしていきたいと考えております。

それから、資料ナンバーの右側のほうに移ります。地域自治組織の設置期間というのがございます。これにつきましても1次、2次合併と同様に、おおむね10年間を考えております。設置期間をおおむね10年間と考えておりますが、ただし、お

おむね5年経過した後に、それまでの成果を検証し、さらに、1次、2次合併と歩調を合わせるために、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮して、見直しを行いたいと考えております。

それから最後に、1次、2次合併の調整方針と同じですが、左側の3つ目の表で、真ん中に町名、字名の取り扱いというのがございます。これについて、ちょっと触れておきたいと思います。町名、字名の取り扱いにつきましては、現在の長岡市にある町名と重複しないように調整をさせていただきたいと思います。1次、2次合併のときは、地名の前に旧町名をつける、つけないというのは、編入する市町村の意向を尊重してまいりました。現在長岡の場合は、寺泊、与板、山古志、小国につきましては、寺泊何とか、与板何とかというふうになっております。逆に、和島、栃尾、三島、中之島、越路につきましては、町名がついていないといったところでございます。今回川口町のご意向を受けまして、今のところ考えられている調整案というのが、この資料ナンバー1の右下のものです。川口は全部で11地区あるそうですけれども、このように調整案が出ております。

資料ナンバー1、①番から④番につきましては以上でございます。

◎議長（森 民夫）

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、ご質問あるいはご意見、いずれでも結構でございますが、何か皆さんのほうからございませんでしょうか。

丸山委員、お願いいたします。

◎委員（丸山 智）

合併の特例期限は来年3月31日ですね。

◎議長（森 民夫）

はい。法律上の特例の適用期限が3月31日ということで、これはもうこれ以上延びることはまずないだろうと。

◎委員（丸山 智）

その期間はわかったんですけど、その間にやると、どういうメリットがあるか、いろいろあると思いますが、お聞かせいただければ。

◎議長（森 民夫）

メリットについて、少しわかりやすく説明していただけますか。

◎事務局（近藤）

3月31日までに合併をすると、どういう利点があるかということをご説明します。

財政的な支援なんですけれども、まず合併算定替です。つまり普通交付税の算定の特例というものがございまして、合併を行いますと、当然さまざまな経費の削減、節減が可能になるわけなんですけれども、そうしますと逆に交付税のほうが増減いたします。それを軽減するために、一定期間は合併がなかったものとして、交付税のほうを算定し合併により交付税の不利益が生じないように配慮したものです。

それから、合併後の臨時的に増加する経費があるものとして、普通交付税が措置されるものがあります。

それから、合併協議会の開催経費、合併協議会の広報紙の発行などの合併の準備に要する経費、それから合併すると電算システムを統合する必要があり、その経費とか、合併により川口というのを長岡に書き換えたりするような看板の書き換えの経費など、合併市町村が速やかに一体化するために合併前に要する経費に対しまして、その50%が特別交付税として措置されます。

また、県の財政支援措置といたしまして、合併基本計画というものに位置づけられた事業に対して1億円が交付されます。

あと、お金の話じゃないんですけど、今度、先ほど申しました議員の定数や在任の特例というものが適用されます。合併の期日とともに編入合併の議員は失職すると申し上げましたが、定数特例の場合は、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、決められた数の議員を選出することができます。在任特例の場合は、編入先の市町村の最初の選挙まで、その議員となっていることができるというものでして、これらについて、また、後ほど議会のほうでご検討いただきたいと申し上げましたが、これらによって川口町のほうでも新長岡市で引き続き議員を選出することができるといったものが、合併を期限内に行うことのメリットでございます。

◎議長（森 民夫）

ありがとうございました。

いかがですか、よくおわかりいただけましたでしょうか。

◎委員（丸山 智）

ぜひ期限内でやりたいですね。

◎議長（森 民夫）

かなり金額的には違ってくるんで、経済界の方は特にそうだと思います。

それから、ただ一応目途ということで、いろんな条件はこれからまた、整理しなきゃいかんところがあります。

そういうようなご意見をいただきました。ほかに何かございませんか。

◎委員（古田島 祐豊）

1つお願いいたします。

地域委員会の件と、それから支所の件なんですけども、私たちはこの間ここに来て、ご説明を受け、それぞれ与板、山古志、それから小国の支所を回らせていただきました。そこの支所長の設置というところで、部長級の一般職の職員を充てるということになっていきますけど、与板のほうは長谷川さんが行かれました。あと山古志とか小国とかは、その地域の方が支所長になっているということですが、こういったところでお話を聞くと、やはりその地域の方がそこに残って、支所長をされたほうが、その地域をよくわかっているんで、いいんじゃないかというご意見もありました。その辺をどのようにとらえておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（森 民夫）

これは人事なんで、微妙な問題もあるんですが、私の経験で言うと、長岡市の今までのことと言えば、最初は全部地元から支所長になっていただきました。そのほうが、うまくいく面は確かに多々ございます。ただ、その反面、いろんなしがらみがございまして、具体的にはなかなか申し上げにくいことが多いんですが、地元の方だとさばけない問題も起きてまいります。長年の慣習を変えるとか、そういうようなことも起きてきて、それからまた、たまたまその地域にその年齢とか実力にふさわしい方がいらっしゃる、いらっしゃらないというのもございますので、そこは臨機応変に判断をして、やっているということなんです。ですから、地域によって全く違いがございまして、そこを見ながら、でも基本的には支所長はその地域の利益を代表する立場でおりますので、その地域の振興、その他にきちんと働きができる人にするという基本は全く変わりございませんので、ご安心をいただきたいという

こととございます。

◎委員（古田島 祐豊）

わかりました。ありがとうございました。

それから次に、地域の委員会の設置なんですけれども、これは2年という形で、各地域から14人以内というようなことを、この間ご説明いただいたんですが、その場合の公募の仕方や、女性委員の割合などは決まっていらないのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと。

◎議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

◎事務局（金子）

地域委員会につきましては、条例で定められておるわけなんですけれども、委員の数、14人以内とか、あるいはどういう区分の方から選んでいただくというところまでは条例で決まっておりますが、女性の数につきましては長岡市の、別の目標値がございまして、私どもとしては3割くらいを目標に女性の委員を入れていただければと各支所にはお願いしております。できるだけ積極的に女性の方から入っていただきたいと思っておりますし、これが非常に大事だというふうに私どもは考えております。

◎議長（森 民夫）

少し補足しておきますと、最初の合併のときは、地域委員会の委員の選定を、基本的にできるだけその地域の方にお任せするという方針をとりました。町長さん、村長さんがいらっしゃいましたから、結果的に合併前の町長さんとか、村長さんの意向がかなり強く働いたと思います。ですから、ある地域では議員のOBの方がかなりいらっしゃった地域もありますし、別の地域ではほとんど入らなかったところもございます。そこは、地域によって実情が違いますので、私としては、地域にお任せしたというのが本当のところなんです。やり始めますと、前向きにいろいろなことを考えて、2年、3年経過すると、だんだん会議で提案されるようになってきます。そうすると、こういうことをやるならあの方がいい、この人がいいというのが自然にできてきているような気がいたします。ですから、特に私どもが地域委員に関してあれこれ指示しているということは、あまりございません。女性の数も何となく、こういう会ならあの方がいいとか、こういう人がいるといったような中で

引き継がれていっていますので、ごく自然にいつているような印象を私はもって
おります。

◎委員（古田島 祐豊）

ありがとうございました。

◎委員（鯉江 康正）

合併の期日が3月31日を目指してというのは異論があるわけではないんですが、
1次合併のときは4月1日で、2次合併は1月1日でした。1月にやったのは、休
みがあったほうが事務的ないろんな処理がとれるということで、カレンダーを見る
と、3月31日って週のど真ん中なんですよね。そうすると、例えば3月の22日とか
23日とかいうよりも、やっぱり1週間余計にとったほうがいいのか。ここにいる人
たちは、実務やりませんから、何とでも言えるんですが、事務のほうはどういう感
じなんですか。

◎議長（森 民夫）

実務面はどうなんだろう。

はい、どうぞ。

◎長岡市地域政策監（山崎）

今、内部的には一応3月31日というのが1つ目安になっておるわけですので、そ
の場合どういった日取りが考えられるかということは、確かに内々には検討して
おります。例えば、日曜直後の合併という案もありますが、余り早くすると、学校の
終業式とか、いろいろなことの問題も出てくる部分がありますので、一番市民の皆
様に迷惑がかからず、行政的においても、コンピューターの統合ミスというのは社
会的にも大問題になりますので、その辺が起らないように検討を進めていきたく
と思っています。

◎議長（森 民夫）

そうでしたね。たしか最後に卒業証書が川口町立小学校になるか、長岡市立にな
るかというのは意外と大きいんですよ。そういうこともかなり慎重に考えたね。

◎委員（桜井 カツエ）

どうなるんですか。

◎議長（森 民夫）

できるだけ最後が山古志村立とか、越路町立の卒業証書のほうがいいなという話

になって、4月1日にしたんだっけね。それとあと、事務が混乱しないようにということもございましたけど、かなり細かく考えて、やらせていただくことになると思うんです。

ほかに何かございませんか。

<発言する者なし>

◎議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。経験がございますんでね。

そうしますと、特にないようでございますので、基本的なことを再度繰り返しますと、1つ目は、基本的には原則として既に先行合併の事例がございますので、その協議結果を基本的には尊重していくと。川口の事情があれば、それはもちろん配慮しますけれども、基本はそういう事例を尊重して進めるということですね。

それから、合併の期日については法定期限内の合併、つまり3月31日を1つの目標にするということ。

3つ目は、議員、農業委員会委員の定数及び任期については、両議会及び農業委員会では今後調整方針を決定していただくということですね。よろしくお願いします。

それから、地域自治組織の設置期間につきましては、おおむね10年間として、5年経過したときにきちんと検証するということになりましたが、また、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮していくということでございます。

これが今基本的なことでございますが、以上4点につきましては特に異論はございませんでしょうか。

<異議なし>

◎議長（森 民夫）

ありがとうございました。そういうことで基本方針をそのようにして、今後作業を進めるということにさせていただきました。

次に、⑤の各種事務事業の取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局（近藤）

では続きまして、資料ナンバー2のほうをもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

各種事務事業ですけれども、これにつきましては現在長岡と川口のほうで行って

いる各種行政サービス、あるいは負担などの水準を調整して、合併後も市民サービスに支障を来さないようにするものであります。調整にあたりましては、これまでの合併における協議結果を尊重して、長岡市の理念であります緩やかな合併を目指して、これまでと同じように、おおむね5年程度の期間をかけて調整を行おうと考えております。

調整の分類としましては、この表に、2番目の調整の分類のところなんですけれども、長岡と川口で既に同一の制度がある場合には、現行どおりの制度事業を続けていきます。

それから、お互いの市と町で現行制度に統一性がない場合ですけれども、これにつきましては合併時あるいは合併後にどちらかの制度に統一するか、廃止するという調整もあり得るかと思えます。

それから、③番目の地域固有業務なんですけれども、これは例えば祭りですとか、地域の伝統や文化に根差した事業で地域特有なもの、あるいは地域固有の事情があって、支所地域で行ったほうが効率的なもの、これらを地域固有業務と言っております。これらにつきましては当分の間現行どおり、または現行どおりとして、調整を進めていきたいと思っております。

今回の合併で調整対象となる事務事業というのが約370ございます。そのうちで長岡と川口の両方に既に同一の制度があるものが約100、それからそれぞれの制度に統一性がないものが約260、地域固有業務と考えられるものが今のところ10程度あると考えておまして、本来であれば、その370項目について、今日お示しできればよろしいんですが、現在調整中ございまして、次回以降にはお示しできるかと考えております。

以上でございます。

◎議長（森 民夫）

説明は以上でございますが、この件でご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特にございませんか。住民の皆さんのほうは、少しなじみがない話かもしれません。370というけども、非常に細かいものまであるんですしたかね。例えばどんなものがありますか。

◎長岡市地域政策監（山崎）

370ってかなり大きな規模でございまして、細かい事業まで入れますと、数え方に

よりますけども、例えば1,000とか、そういったオーダーとなりますので、基本的な部分を決めさせていただくと。

◎議長（森 民夫）

それで、今までの経験で言うと、それを全部方針決定して、これはどうなる、これはこうなるというのを最後に決めなきゃいけないんです。これは、もうかなりの事務的作業になるんでありますが、でもそれは全部見えるようになるんですね。

◎長岡市地域政策監（山崎）

先ほども申しましたように、やっぱり住民の方々、一番ここを心配しておられると思いますので、いろいろ今後予想される説明会等に間に合うように、調整案でございますが、お示ししていきたいなとは思っております。

◎議長（森 民夫）

ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。

それから、今の説明でわかりにくいところがあったかもしれませんが、過去2回の合併では合併時にすべて統一したのでなくて、緩やかな合併ということを旗印にしていたんで、5年間はそれぞれの合併のところと違っていいよというスタンスのものがあって、今現在も違っているのが、幾つかあるんです。それは、もう今年から来年にかけて、統一を図りますけども、5年間は編入市町村と長岡市とで補助金の額とかが違ったりというのがあって、議会からも早く統一したほうがいいとご指摘いただいていますけど、今現在も残っているのがございます。それもまた、事例がありますので、そういう形になると思うんです。それから、少なくとも合併した途端にすべて右向け右で変わるということは今まではありませんでした。地域固有業務もまだ継続していますね。5年経ちましたけどね。独特のものについては、支所の仕事として継続させているということです。

何かございませんか。具体的な話の中じゃないと、議論になりません。基本方針はこういうことでいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

<異議なし>

◎議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、その次でございますが、議題2の合併基本計画について、事務局から説明お願いしたいと思います。

◎事務局（近藤）

それでは、資料ナンバー 3、それから資料ナンバー 4 をもとにご説明をさせていただきます。

市町村の合併の特例等に関する法律によりまして、合併後の新市の円滑な運営を確保して、均衡ある発展を図るための基本的な指針として、この基本計画というものを策定することになっております。長岡市の場合は、平成18年度に市の新たなまちづくりの指針となります長岡市総合計画というものを定めております。今回の合併基本計画は、この総合計画に定められた内容を新市のまちづくりの基本としまして、その上で川口地域のまちづくりの方向性を示していきたいというふうに考えております。計画は、原則として川口町の区域を対象といたします。ただ、長岡市の区域においても新市の一体化や、あるいは円滑な運営に有効であると思われる事業は、同じく対象としたいと考えております。計画期間は、合併の日からおおむね5年間。それから、計画の構成は、資料ナンバー 3 の右側に記載してありますとおりで考えております。

それで、計画の策定に当たりまして、初回の任意合併協議会でお諮りいたしましたけれども、任意協議会の規約に基づいて、策定のための小委員会を設置したいと考えております。設置にあたり、資料ナンバー 4 のとおり、その要綱を定めさせていただきますと考えております。この小委員会の委員といいますのは、第 3 条にもありますとおり、両市町の行政から各 1 人、それから同じく両市町の議会、または住民代表から各 1 人、それから学識経験者 2 人の合計 6 人で組織をします。このうち両市町の議会、または住民代表につきましては、要綱第 3 条では両市町において互選により選出となっておりますが、スケジュールの関係もありまして、あらかじめ関係委員の皆さんのほうに案をお示し、了解を得てございます。その結果が委員の名簿として、この資料ナンバー 4 の裏側に記載をさせていただいております。この 6 名の方々に小委員会を組織して、今後基本計画の案についてご審議をいただきたいと考えております。つきましては、この小委員会を 8 月 17 日の月曜日午前 11 時から開催しまして、基本計画の概要についてご審議をいただきたいと思っております。そこで審議いただいた結果というものをもう一度こちらの任意合併協議会の場に出させていただきます、今度は任意協議会の委員の皆さんでご検討いただきたいと思います。

考えております。

以上です。

◎議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいまの合併基本計画につきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

<発言する者なし>

◎議長（森 民夫）

特にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、この方針に基づいて策定を進めたいと思いますが、今申し上げました策定小委員会の設置につきましては、事務局案どおり承認されたわけでございますので、鯉江委員にはひとつよろしくお願い申し上げます。

策定小委員会で審議いただいた内容につきましては、次回の任意合併協議会でご検討いただくということですね。それから、事務事業のほうも次回にはある程度出てくると見ていいですか。非常に数が多くて、細かいのもあり大変ですが、作業を進めていただきたいと思います。

合併基本計画策定小委員会を17日にやる段取りになりました。合併基本計画の策定方針は、今回決定したもので今後進めたいと思います。

以上で協議、報告事項はすべて終わったわけですが、全体を通して何か、この際でございます。ご意見ございませんでしょうか。

<発言する者なし>

◎議長（森 民夫）

特にございませんか。それでは、ないようでございますので、本日基本的なことを決めていただきましたので、今後は、この方針でいろいろ検討を進めたいというふうに思います。

くどいようであります。任意でございますので、最終決定ではございません。1つの大まかな概要が見えてくると、それに基づいてまた、議会の皆さんや住民の皆さんの意見も反映して、修正していくという段取りになりますので、その点についてはお間違いのないようお願いをいたしたいと思っております。

何か事務局から連絡事項はございますか。

◎事務局（近藤）

では、3点お願いいたします。

まず、1つ目です。本日の協議会終了後に、引き続きこの会場で両首長、それから議長さんによります記者会見を行いたいと考えております。準備ができ次第始めますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、次回の協議会でございますが、8月24日の月曜日、午前9時半からを予定しております。会場は、本庁の4階の大会議室で行わせていただきます。開催案内につきまして、お盆もかかりますけれども、なるべく早目に出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、3つ目ですが、明日、7日金曜日の午後7時から、長岡市と川口町の住民によります意見交換会を開催いたします。これは、合併した場合に生まれる、夢や新たな宝というものをワークショップ形式で住民の皆さんから話し合っていたくというものです。会場は、ながおか市民センターの2階の202、203の会議室です。本日お集まりの皆さんの参加あるいは傍聴も受け付けておりますので、また、ご希望の方は、事務局にお問い合わせをいただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（森 民夫）

ありがとうございました。

以上で本日の会議はすべて終了いたしました。

ご協力どうもありがとうございました。